

令和4年度第4回福島県環境影響評価審査会

議事概要

(令和4年10月28日開催)

1 日 時

令和4年10月28日（金） 14時30分～16時10分

2 場 所

ふくしま中町会館6階北会議室

3 議 事

- (1) (仮称) 福島飯館風力発電事業に係る計画段階環境配慮書について（事業概要等の説明及び質疑応答）
- (2) (仮称) 白石小原陸上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書について（事業概要等の説明及び質疑応答）
- (3) その他

4 出席者等

- (1) 環境影響評価審査会 7名（リモート出席）
- (2) 事務局 3名
- (3) 事業者
 - ア (仮称) 福島飯館風力発電事業 3名
 - イ (仮称) 白石小原陸上風力発電事業 5名
- (4) 傍聴人 3名

5 議事内容

(1) (仮称) 福島飯館風力発電事業に係る計画段階環境配慮書について (事業概要等の説明及び質疑応答)

事業者が事業概要等の説明と、審査会構成員等から事前に質問した事項に対する回答を行い、その後、以下のとおり質疑応答を行った。

【委員】

FIT (固定価格買取) 制度やFIP (Feed In Premium) 制度に加え、環境省ではPPA (電力購入契約) を推進していることについて事業者の皆様も御承知のことと思います。

FIT 買取価格が下落している現状で、今後の計画にどのような影響があると考えておられるか、また、蓄電池設置について検討している事項があれば教えてください。

【事業者】

今回の事業はFIT 入札にも参加しており、FIT 買取価格内での事業組み立てを行っております。

一般的な陸上風力発電事業のFIT 制度は今年度で終了してしまうので、PPA 等も含めて今後検討していきたいと思います。

【委員】

蓄電池についてはいかがでしょうか。

発電しても活用できないという課題はあると思います。

【事業者】

蓄電池までを含めた事業の展開というところまでですと、まだ検討段階です。

【委員】

わかりました。

【委員】

住宅と風力発電機の設置予定区域を見ますと、住宅と風力発電機の距離が150m と非常に近いです。

住民の帰還の意向を確認した上で、帰還する場合は500m 以上を確保すると説明がありましたが、通常自宅から500m の位置に風力発電機が建設となれば、近すぎて帰還する気になれないと思います。

少なくとも1km 程度とするのが通常だと思いますが、500m とした理由は为什么呢。

【事業者】

計画段階環境配慮書にも記載しておりますが、平成 10 年度に行われた環境省の苦情調査で、風力発電機に寄せられる苦情のうち半分は、風力発電機から 400m 未満の距離で発生し、残り半分が 400m 以上の距離で発生したとありましたので、400m 程度の離隔距離は必要と考え、最終的に 500m としました。

最低でも 500m と記載しておりますが、残留騒音の 5 デシベル等の基準もありますので、実際はそれ以上の距離を確保する計画ではあります。

1 km での予測結果がどうなるかわかりませんので、現時点では 500m を確保し、残留騒音の 5 デシベルを超過しない位置を想定し、事業計画を検討しています。

【委員】

今回の配慮書を作成する上で、地元住民との協議や説明会は開催していますか。

【事業者】

地元向け住民説明会はまだ実施できておりません。

一方で、飯舘村様とは、打ち合わせを繰り返し、事業の進め方を協議しております。

今後事業について説明しつつ、どのように帰還を実施されるのか等を確認しつつ、計画を具体化していきたいと思っております。

【委員】

通常は、住民等の意見を聴いて配慮書を作成します。

本事業の場合、帰還困難区域なので住民がおらず、説明会を実施できないのかもしれませんが、帰還を希望する方もいらっしゃると思っております。

また、特定復興再生拠点区域も整備され、戻って仕事を始めたいという方がいると思っておりますので、できるだけ早くそういった方々の意見を伺う必要があると思っております。

方法書や準備書に進み、後戻りできなくなってからでは問題ですので、早い段階で住民の意見を聴くことが喫緊の課題でありますし、住民の意見無しにはこの事業は本来進められないと考えられます。

なぜならば、これから帰ろうと考えている人の目と鼻の先 500m に、風力発電機が建つとなれば、住民は帰れない・帰らないのではないかと思います。

ですのでこの計画はかなりおかしいし、危険であると思っております。

【委員】

いろいろな風力発電事業を見ておりますが、最低 1 km は距離を取る必要があると考えます。

【委員】

2026 年から着工を予定しているということですが、それまでには、十分地元の意見を汲んだ計画にさせていただきたいと思います。

【事業者】

避難住民から直接意見を聴けないという状況について、飯舘村は地元の方々と個別に対話を繰り返していらっしゃるということなので、村を経由して状況を伺った中で説明させていただいております。

いま御指摘いただいた事項についても対話を実現したいと思います。

【委員】

質問 8 番の群落名と、説明資料 21 ページの植生自然度の群落名が異なっていますが、どちらが正しいのでしょうか。

【事業者】

修正します。

【委員】

道路の取り付けに際し、自然度 9 の木は切ることは無いと考えて良いですか。

【事業者】

自然度 9 の区域では伐採しません。

【委員】

配慮書 295 ページの人と触れ合いの場について、現状の利用状況を確認すると書かれていますが、帰還困難区域内であって利用が無いことから、調査しても「人と触れ合いの場に影響が生じない」と評価されてしまうのではないかと思います。

将来的な開発を考えて、どこまで配慮するのかという事項を配慮してください。

【事業者】

飯舘村様との相談では、行政区単位で村民からの意見について、説明会を通じて意見を聴いていきたいと思います。

【委員】

配慮書には「住宅に戻ってくる意思が確認されれば配慮する」とあるので、判断を保留している人や迷っている人とも協議の上、意思決定が必要になります。

そのコミュニケーションのタイムスケジュールを事前に示していただかないとこの計画は心配です。

「～まで、確認が済んだので計画を進めます」というような記載にさせていただきたいと思います。

いかがでしょうか。

【事業者】

御指摘のとおり、戻るかどうか悩んでいる方を無視して進めるということはありません。

そういった声も計画に反映させていただいて、組み立てていこうと思います。いつまでに確認できなかつたらダメというのではなく、お話を伺う中で、確認が取れたら進めていくというものだと思います。

来春には特定復興再生拠点区域に交流センターができると伺っておりますし、飯舘村で令和4年9月23日から準備宿泊が開始されています。

また、3月に住民等との定期的な総会が開催されるということですので、飯舘村様からも、区長や地元の住民と直接お話しがしやすいと伺っています。

そういったスケジュールと並走するように進めていきたいと思います、

【委員】

そういった丁寧なコミュニケーションをとりますという旨を記載したほうが説得力があると思います。

【委員】

2点目ですが、周辺に多数の計画がありますが累積影響評価はどのように考えていますか。

計画と計画の間に挟まれている、地区や主要な眺望点では360度のフォトモンタージュを行う等、累積的影響調査手法についても検討していただきたい。

【事業者】

先行している事業もありますので、当然追加の累積調査が必要にあると思います。

我々の事業とは異なる事業についても、こういった地点からなら両事業が一度に見えるのか、といったところも検討しながら、次の図書を作りこんでいきたいと考えております。

【委員】

人と自然との触れあいの活動の場、景観についても地元の意見や地域に関心のある方の意見を広く伺うことが重要と思います。

【委員】

コウモリについてですが、日本の風力発電機の衝突事故の7割はヒナコウモリによる事故です。

コウモリ類調査について、高度別の調査に努めるとありますが、そもそもコウモリが当たらないようにするメカニズムは欧米では当たり前になってきており、日本でも導入されつつあります。

カットイン風速を通常の3m/s から5m/s 以上に引き上げる、発電していない時はフェザリングによりローターの回転を止め、コウモリ等の衝突を防止するといった機能を導入する予定はありますでしょうか。

【事業者】

現時点で導入機種の検討ができておりませんので、いただいた意見を踏まえ、検討したいと思います。

【委員】

もし導入しない場合ですと飛行高度調査にかなりの時間を要しますので、是非検討をよろしく願いいたします。

【委員】

県の質問書にもありますが、配慮書に国有林の分布図は載っていますか。

【事業者】

保安林は掲載していますが、国有林としては整理していません。

【委員】

知事意見をまとめる前に、国有林の分布図を各委員に提供していただきたいと思います。

【委員】

県からの質問について、農用地や保安林の回答など、質問の意図と若干異なるものがあります。

修正をお願いします。

(2) (仮称) 白石小原陸上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書について (事業概要等の説明及び質疑応答)

事業者が事業概要等の説明と、審査会構成員等から事前に質問した事項に対する回答を行い、その後、以下のとおり質疑応答を行った。

【委員】

配慮書の計画では東側と西側のエリアに発電所の設置を計画しているようですが、片方に集中して配置するより、両エリアに分散させて設置したほうが環境影響が小さくなるという想定で、このような配置を検討されたのでしょうか。

【事業者】

詳細な設置場所は今後の調査によって確定すると思いますが、現時点では、地権者との協議の内容等を踏まえ、東と西側という形態としております。

【委員】

19 基を片方に集中させるような配置が物理的にできないからという理由ではないということよろしいですね。

【事業者】

そうです。

地元の皆様との協議をした結果このような配置としています。

【委員】

本日の資料で対象事業実施区域の形状についてですが、県境に沿って東西に通っている道路付近の対象事業実施区域は、取り囲むように帯状に区域の赤線が引かれています。

一方で、南西の道路は道路と同じ形で赤線が引かれています。

このような区域形状としている理由を教えてください。

【事業者】

県境に沿って東西に通っている林道岡崎線は送電線のケーブルのルートとして検討しています。

林道北口線は搬入ルートの検討となっていますが、拡幅の程度が確定していないため、このような記載としていますが、南西側のルートも拡幅の程度が決まり次第、帯状の区域とします。

【委員】

わかりました。

県境のルートについて、福島県側は全域的に土砂崩壊防備保安林等に指定されていますが、送電線を地下埋設するため、工事量はそれほど大きくないということでしょうか

【事業者】

地下埋設に伴う改変は、道路の下で行われるので、工事量はあまり大きくないと考えています。

【委員】

そうですか。

南西側の方はまだ未定の箇所があるということでしょうか。

【事業者】

今後の搬入計画等により確定してくるものと思われます。

【委員】

わかりました。

【委員】

小坂峠ではない方の県道は、斜面崩落により通行止めとなっていたと思います。

このような状況がありますので、拡幅する場合はしっかりと地質調査をして計画を検討してほしいと思います。

また、宮城県側の話にはなりますが、山の裾側が地すべり地帯になっていると思いますので、早い段階で地質調査を行なったほうが良いと思います。

【事業者】

今後慎重に検討させていただきます。

【委員】

さきほど、2つの区域での事業を前提としているということですが、他事業者が絞り込みの段階で除外した区域が事業実施想定区域に含まれています。

この周辺は景観に配慮が必要な地域が多い場所なので、除外するというものを考える必要があると思います。

かなりシビアに捉えていただかないとならないと思います。

【事業者】

今後慎重に検討を進め、事業実施想定区域の絞り込みも含め、検討していきたいと思います。

【委員】

次の方法書段階までに、具体的に検討していただく形になると思います。

【委員】

この周辺では（仮称）福島北風力が計画され、現在準備書段階に合ったと思います。

県の事務局でも、その経緯及びその内容について、可能な限り、（仮称）白石小原陸上風力の事業者にもお伝え願えればと思います。

【委員】

資料の15ページの計画段階環境配慮事項の選定について確認させてください。廃棄物等や放射線等の量について調査項目に含まれていませんが、配慮書段階の項目には含めていないだけで、方法書段階では項目として検討するというものでよいでしょうか。

【事業者】

方法書段階では項目として選定する予定です。

【委員】

どこかにその旨を記載しておいてください。

【事業者】

ありがとうございます。

【委員】

こちらの事業も、1件目の事業と同様に、国有林の区域について提示をお願いします。

また、県の回答にもある代替保安林についても整理をお願いします。

(3) その他

事務局から、知事意見通知までの手続き、次回審査会の開催に係る事務連絡及び今後の委員委嘱に係る手続きについて説明した。